

令和 8 (2026) 年度第 2 回みよし市公平委員会

議事録

日時 令和 8 (2026) 年 7 月 1 4 日 (火)

開会 午後 2 時 5 5 分

閉会 午後 3 時 1 5 分

場所 市役所 5 階 特別会議室

出席者 (公平委員会)

委員長 倉 橋 洋 子

委 員 真 島 聖 子

委 員 村 上 雅 則

(事務局)

総務部部長

城 千穂子

事務職員 (総務部次長兼総務課課長)

近 藤 晋

事務職員 (総務課専任副主幹)

小野田 浩 司

事務職員 (総務課主任主査)

一 丸 智 詩

次第

1 委員長あいさつ

2 議題

職員団体登録事項の変更について

3 その他

令和 8 (2026) 年度みよし市公平委員会事業計画について

名 前	内 容
近藤次長	委員の皆様お揃いですので、ただ今から令和８年度第２回みよし市公平委員会を開催します。 会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する方はいませんでしたので、報告をいたします。 はじめに、倉橋委員長から御挨拶をいただきたいと思います。
倉橋委員長	<委員長挨拶>
近藤次長	これより、議題に入ります。委員長の進行により、議事を進めていただきたいと思います。それでは、委員長よろしくお願いします。
倉橋委員長	出席委員３名ですので、地方公務員法第１１条第１項に基づき定足数に達しておりますので、ただいまより、令和８年度第２回みよし市公平委員会会議を開会します。 これより議事に入ります。 議題「職員団体登録事項の変更について」、事務職員より説明してください。
小野田副主幹	事務職員 小野田から説明させていただきます。 資料１ページをご覧ください。 令和８年６月３０日付けで、みよし市職員労働組合からみよし市職員団体の登録に関する条例第４条第１項の規定に基づき、役員の改任に伴う「職員団体役員改任届」が、資料３ページから５ページまでのとおり公平委員会に提出されました。 これは、例年、組合から提出されるものになります。 公平委員会では、既に登録を受けている職員団体から、このような届出が提出された場合、地方公務員法及びみよし市職員団体の登録に関する条例の規定に基づき、その届出の手続きと記載内容に問題がなければ、その変更内容を登録し、当該職員団体に通知しなければならないこととなっております。 今回、変更の内容について、委員の皆様にご確認していただきました

い点は3点あります。資料2ページの地方公務員法第53条第3項及び第4項の下線部に、この3点の規定があります。

1点目は、役員選挙が、組合の全ての構成員に対し投票に参加する機会が与えられ、それが直接かつ秘密の投票で実施されているかどうか。

2点目は、当選した役員が、投票者の過半数以上の票を獲得しているかどうか。

3点目は、職員団体が、同一の地方公共団体の職員のみによって、組織されているかどうか、という点になります。

まず、1点目の役員選挙が、組合の全ての構成員に対し投票に参加する機会が与えられ、それが直接かつ秘密の投票で実施されているかどうかという点につきましては、資料4ページの「役員改任証明書」によって、確認していただくことができます。公示日は令和8年6月15日、投票日は令和8年6月24日、カネヨシプレイス研修室において投票が実施されました。組合員総数357名に対して239名が出席し、投票方法は、1人1票、直接、無記名となっております。

次に、2点目の当選した役員が、投票者の過半数以上の票を獲得しているかどうかという点につきましては、資料5ページ目の投票結果にありますように、投票総数239票に対して、立候補者それぞれの信任票数が239票であり、投票総数の過半数を超えていることがわかります。

最後に、3点目の職員団体が、同一の地方公共団体の職員のみによって、組織されているかどうかという点の確認につきましては、事務職員の方で、人事課に問い合わせ、みよし市の職員のみによって組織されていることを確認しております。

今回、提出されました届出を委員の皆様にご確認いただき、ご承認がいただければ、本日登録を行い、資料6ページ目の案のとおり、本日付けでみよし市職員労働組合に通知させていただきたいと思っております。

説明は、以上です。

倉橋委員長	ただいまの説明につきまして、御質問等があればお願いします。
真島委員	投票の時間帯は何時から何時までですか。
小野田副主幹	確認しますので、少しお待ちください。
真島委員	118名が棄権していますが、例年これぐらいですか。
小野田副主幹	昨年は、41名が棄権していますので、今年は少し多いです。
真島委員	投票の時間帯とか投票場所とか、そういうことについては、全ての構成員が平等に参加する機会を有するということで、何か不都合とかはないですか。
小野田副主幹	例年、同じような形で選挙をしています、その点について投票がしにくいとかそうした意見は聞いていませんので、特に問題はないと思います。
小野田副主幹	先ほどの投票時間ですが、午後6時30分から午後7時30分までです。
真島委員	この時間に行けない人はどうするのですか。
小野田副主幹	出席する人に委任状でお願いすることになると思います
真島委員	それは何名かわかりますか。
小野田副主幹	確認させていただきます。
真島委員	投票場所は離れていますか。
小野田副主幹	市役所から車で5分もかからないところにあります。

真島委員	市役所で行うことはできないですか。
一丸主任主査	会議のあとに食事をする機会がありますが、市役所の研修室ですと飲食ができないので、そうしたところを借りて実施しているのではないかと思います。
倉橋委員長	2 ページに「全員の過半数」と記載してあり、4 ページは「組合員の過半数」となっていて、2 ページの括弧には「役員の選挙については、投票者の過半数」となっていますが。
小野田副主幹	法律上は、投票者の過半数という規定になっていますが、組合のなかでは、組合員の過半数という取扱いをしていて、その部分が下線部に規定してあります。
倉橋委員長	過半数は超えていて問題はありませんが、棄権の数が多いですね。
近藤次長	そのあたりは、来年度、配慮するようにします。
真島委員	委任状について、広く周知されて、どういうタイミングで誰にどのように渡すとか集めるとか、そうした規程とか周知の仕方とかはありますか。
近藤次長	規程までではないと思いますが、部ごとにブロックがあり、その代表者が決まっていますので、その者が取りまとめることになっています。
真島委員	公平委員会から組合に何か言うことができますか。例えば、「棄権の数が多いので、すべての構成員が平等に参加する機会をもう一度確認してください」とか、そうことを付すことは可能ですか。
小野田副主幹	そのことについては、一度研究させていただきたいと思います。

倉橋委員長	2 ページにその根拠が書いてありますね。「平等に参加する機会を有する」と。例えば、参加しづらい日に設定してしまったとかなら、できる限りそういうことがないように。
倉橋委員長	ほかに、御質問がなければ、ただいまより採決に移りたいと思います。 「職員団体登録事項の変更について」、御異議ございませんか。
各委員	<異議なしの声>
倉橋委員長	御異議ないようですので、「職員団体登録事項の変更について」は、承認されたものいたします。 これで、本日予定していた議題につきましては、終了しました。続きまして、その他連絡事項についてお願いします。
小野田副主幹	資料の 7 ページをご覧ください。 令和 8 年度の公平委員会のこれまでの事業と今後の計画について、記載をさせていただきました。 本日の会議以降の予定ですが、10 月 2 日に愛知県公平委員会連合会事務研究会が、岩倉市で開催される予定です。岩倉市から正式な通知が送付され次第、委員の皆様へ連絡させていただきます。 次に、令和 9 年 2 月中旬から 3 月中旬までの間で、例年みよし市教員組合において、役員の改任が行われます。その場合には、公平委員会を開催する必要がありますので、事務局から委員の皆様へ日程調整の連絡をさせていただきますので、よろしくお願いします。 その他の事項につきましては、以上です。
近藤次長	いくつかご質問をいただきましたので、委任状の数とか、こうしたことを付け加えて職員組合に伝えたということ、後日、報告させていただきますので、よろしくお願いします。

倉橋委員長	委任状は一般的に議長に委任することが多いですね。
近藤次長	組合の場合は、ブロックの代表者に委任することになっていると思います。
倉橋委員長	1人に委任ということではないですね。
近藤次長	ブロックの代表者が10名から20名ぐらいいると思います。
近藤次長	ありがとうございました。 公平委員会の議事録には、委員の皆様の署名が必要です。後日、議事録を作成し、御署名をお願いしますので、よろしくお願いいたします。 本日は、お忙しいところありがとうございました。 以上